

行田羽生資源環境組合職員定数条例

令和4年4月1日

条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項及び第200条第6項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項の規定に基づき、管理者、議会、監査委員及び公平委員会の事務部局に勤務する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）の定数について定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 前条に規定する職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者の事務部局の職員 15人
- (2) 議会の事務部局の職員 1人
- (3) 監査委員の事務部局の職員 1人
- (4) 公平委員会の事務局部の職員 1人

2 前項第1号の職員は、同項第2号から第4号までの職員を兼ねるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。